



2019年7月1日

事務所ニュース Vol.248

《未払い賃金の消滅期間延長で受ける危機》

これまで厚生労働省は「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」を重ねてきました。検討会では「労働者を守るための労働基準法の規定が、(2020年4月施行される改正後の)民法の規定を下回することは認められない」といった意見が大勢を占め、「未払い賃金の請求は現行のまま、2年とする合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で見直しが必要」と結論づけました。これにより残業代などの未払いがあった場合、社員が会社に請求できるのは「過去2年分」までとする労働基準法の規定についても、さかのぼって未払い賃金を請求できる期間を「原則5年」にするとのことです。

賃金の消滅時効が5年に延長されると、従業員に残業代を、適切に支払っていない企業にとっては、大きな影響があると予想されます。

時効が5年に延長されれば、単純に計算して今までの **2.5倍の未払い残業代を請求される可能性**があります。

例えば、給与340,000円の労働者 契約等で定められている労働時間1ヶ月170時間
未払いとなっている賃金(残業代) 30時間(1ヶ月分)×2,500円=75,000円
遡って請求される未払い賃金

- ・これまでの「時効が2年」の場合 75,000円×24ヶ月=1,800,000円
- ・改正後の「時効が5年」の場合 75,000円×60ヶ月=4,500,000円となります。

また、管理監督者として扱われていた労働者がその地位が否定され、過去に遡って割増賃金を支払う場合も、改正後は大きな金額となり、会社存続の危機に立たされるおそれがあります。

取りかかる対策

2017年労働基準監督署から残業代を適正に払っていないと是正指導されたヤマトホールディングスの未払い残業代は200億円を超えたと判明し、対象者に未払い賃金を支給したと話題になりました。このような事態を避ける為にも、

- ・勤怠管理の方法を見直し、IT技術の活用を検討する。
- ・業務に対する指揮命令方法を明確にし、トラブルを防ぐ。

残業代請求が行われたとき、まず問題となるのは実際に勤務した時間です。

会社が労働時間を適切に把握していなかった場合には、労働者側の主張に従って労働時間が認定されてしまうおそれがあります。

- ・雇用契約書や就業規則を見直す。

残業代について、雇用契約書に明記され適切に運用されていることが重要です。

雇用契約書や就業規則の見直しをされる場合は、当事務所にご相談ください。

《働き方改革の施行に伴い、企業の労務管理負担が増大》

働き方改革をしっかり理解し、問題を解決しませんか？

大阪府内各ハローワークでセミナー&個別相談会が開催されます。

参加のご希望があれば当事務所までご連絡をお願いします。

「働き方改革 セミナー&個別相談会」

基本プログラム

1 働き方改革関連法

- ・「年5日の年次有給休暇の確実な取得」
- ・「時間外労働の上限規制」
- ・「正規社員と非正規社員との不合理な待遇差の禁止」

2 各種支援策

- ・各種助成金

3 個別相談会（希望者のみ）

働き方を見直して
働きやすい職場環境を！

開催日：2019年9月～10月

・会場 大阪府内各ハローワーク
・時間 14:00～16:00

ハローワーク名	所在地	定員	開催日程	ハローワーク名	所在地	定員	開催日程
梅田	北区梅田1-2-2 (駅前第2ビル16F)	50	9月3日(火)	池田	池田市栄本町12-9	30	9月5日(木)
大阪東	中央区農人橋2-1-36	40	9月20日(金)	泉大津	泉大津市旭町22-45 (テラスTア大阪2F)	45	9月13日(金)
大阪西	港区南市岡1-2-34	50	10月21日(月)	藤井寺	藤井寺市岡2-10-18 (DH藤井寺駅前ビル3F)	60	9月17日(火)
阿倍野	阿倍野区文の里1-4-2	50	10月2日(水)	枚方	枚方市岡本町7-1 (ビオネ・イオン枚方店6F)	70	10月15日(火)
淀川	淀川区十三本町3-4-11	40	10月9日(水)	泉佐野	泉佐野市上町2-1-20	20	9月25日(水)
堺	堺市堺区南瓦町2-29 (堺地方合同庁舎内)	50	9月9日(月)	茨木	茨木市東中桑町1-12	90	9月19日(木)
布施	東大阪市長堂1-8-37 (イオン布施駅前店4F)	20	10月11日(金)	河内長野	河内長野市昭栄町7-2	30	10月8日(火)
岸和田	岸和田市作才町1264	20	10月4日(金)	門真	門真市殿島町6-4 (守口門真商工会館内)	60	10月7日(月)

厚生労働省大阪労働局と一般社団法人全国労働保険事務組合連合会大阪支部との共催事業です。

○当事務所からのお知らせ

- ・平成31度(令和1年度)労働保険料第1期分の納付について

労働保険料第1期分納付がお済みでない事業所様は、至急ご入金をお願い致します。

- ・賞与の支払が確定しましたら、賞与データを当事務所までご連絡下さい。

又、「賞与支払届」が年金事務所より届いた場合は、代表者印を押印して頂き賞与データと一緒に当事務所までご送付下さい。**賞与が不支給の場合でも提出が必要です。**

用紙が届かないなどの場合は、当事務所にご連絡をお願いします。



後記

昭和から平成に変わった時は、現在ほどITも進化していなかったもので、混乱(混乱という「表現」は正しくないかもしれませんが)は少なかった様に思います。むしろ、消費税が導入された事の混乱が大きかったと私は思います。100円の物に対して3円?と馴染むのに時間がかかりました。ITも進化し、AIの導入、スマートフォン・私にとっては、便利な時代に不便さを感じた平成から令和の改元です。(N)